

春日井市震災時等の仮貯蔵・仮取扱い運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市危険物規制規則（昭和41年春日井市規則第33号）第2条に規定する危険物の仮の貯蔵又は取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）の承認について、必要な情報を事前に把握し、地震その他の災害により市内の広範囲が甚大な被害を受けた場合（以下「震災時等」という。）に、効率的かつ効果的な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

(実施計画書の作成)

第2条 震災時等に消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項に定める製造所、貯蔵所若しくは取扱所又はこれらに準ずる場所で、臨時的に指定数量以上の危険物の仮貯蔵等が想定される事業者は、事前に危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（別記様式。以下「実施計画書」という。）を作成し、消防長に正副2部提出するものとする。

2 前項の実施計画書には、案内図、敷地内の見取図、仮貯蔵等実施予定場所の詳細図、使用機器の仕様書、緊急時対応要領及び緊急連絡図を添付するものとする。

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月28日から施行する。

別記様式

危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書

実施事業所

住所

会社名及び代表者氏名

連絡先（電話番号）

- 1 目的
- 2 仮貯蔵・仮取扱いをする期間及び場所（案内図・敷地内見取図 添付）
- 3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積（詳細図（例）添付）
- 4 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類・品名・数量
- 5 指定数量の倍数
- 6 貯蔵及び取扱いの方法（詳細図（例）添付）
- 7 安全対策
- 8 管理状況
- 9 その他必要な事項

※添付資料

案内図、敷地内の見取り図、仮貯蔵等実施予定場所の詳細図、使用機器の仕様書、緊急時対応要領及び緊急連絡図